



PRESS RELEASE



令和8年2月5日

神埼市建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「神埼市建設工事等に係る指名停止等の措置要領」(以下、「要領」という。)により、下記のとおり指名停止を行います。

記

1. 対象業者、登録業種

対象業者:株式会社トーニチコンサルタント 代表取締役 横井 輝明
(東京都渋谷区本町一丁目13番3号)
登録業種:測量・建設コンサルタント

2. 指名停止の理由

対象業者は、特定地方公共団体等が発注する特定跨線橋点検等業務の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和7年12月19日付けで、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2に基づく課徴金納付命令を受けた。

3. 指名停止期間

・要領別表第2第6号の期間が4か月以上12か月以内の範囲内で措置することとなるが、下記に該当するため、2.5か月とする。
・「神埼市建設工事等に係る指名停止等の措置基準」(以下、「基準」という。)基準第4条第2項第3号(違反行為が2年以上続いている場合に、短期に1か月加算)
・要領第5条第2項(課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合に、指名停止期間を当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の1/2に短縮)
指名停止期間:令和8年2月5日～令和8年4月18日(2.5か月)

4. 令和4・5・6年度市発注実績

令和4年度 実績なし
令和5年度 実績なし
令和6年度 実績なし

本件に関する問合せ先

▼神埼市HP

神埼市役所 総務企画部
財政課 契約管財係
直通:0952-37-0101
mail:zaisei@city.kanzaki.lg.jp

